

別紙（第 4 条関係）別紙標準様式（第 6 条関係）

会 議 録

会議の名称	令和 6 年度第 6 回 枚方市学校いじめ対策審議会	
開催日時	令和 7 年 1 月 24 日（金）	開始時刻 18 時 00 分 終了時刻 20 時 00 分
開催場所	枚方市役所 第 4 委員会室	
出席者	植田 昂星（大阪弁護士会） 鈴木 勇（大阪成蹊大学） 水流添 真（大阪社会福祉士会）田近 文（大阪府臨床心理士会）	
欠席者	桶谷 守（池坊短期大学）	
案 件 名	・枚方市立学校いじめ重大事態について ・令和 6 年度第 5 回審議会会議録（案）について ・（仮）いじめ防止動画制作プロジェクトについて	
提出された資料等の名称		
決 定 事 項	・令和 6 年第 5 回審議会の会議録について公表内容が確定した	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	一部非公表 枚方市情報公開条例第 5 条第 1 号該当部分を調製し公表	
傍聴者の数	—（非公開）	
所管部署 （事務局）	枚方市教育委員会 学校教育部 児童生徒課	

審 議 内 容

<開会>

(植田会長) 今日、桶谷先生はお休みということでお伺いしておりますので、そしたら始めさせていただいてよろしいでしょうか。

ただいまより、令和6年度第6回枚方市学校いじめ対策審議会を開会いたします。

では、本日の委員の出席状況と、次第2の会議運営事項の確認として、①会議の非公開について、②本日開催分の審議会の会議録について、まとめて事務局から報告と説明をお願いいたします。

(事務局) まず、本日の委員の出席状況について報告させていただきます。本審議の委員総数は5名でございます。現在、出席委員は4名で過半数が出席されていますので、本審議会は成立していることを御報告申し上げます。

次に、(1) 会議の非公開についてでございますが、令和6年度第4回審議会において、枚方市審議会等の会議の公開等の関する規定に基づき、本審議会は非公開で開催することと決定されたため、本日非公開での開催となります。

続いて、(2) 会議録の作成につきましては、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定に基づき、本日の審議について録音した音声データを文字起こしした上、作成させていただきます。なお、今回の会議録につきましては、次回開催の審議会において確認していただいた後、市のホームページで公開する流れとなります。

事務局からの報告は以上でございます。

(植田会長) ただいま事務局より説明のありました会議運営事項の確認について、質問等なければ確認していただいたということでよろしいでしょうか。

異議なしと認めます。

続いて、報告案件に入ります。

報告案件 (1) 枚方市立枚方中学校いじめ重大事態発生報告について、事務局よりお願いいたします。

【非公開】

※ 枚方市情報公開条例第5条第1号該当部分を含むため

そうしましたら続いて、いじめ防止動画制作プロジェクトについて、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) それでは次に、「いじめ防止動画制作プロジェクト実施要綱」という資料がございますので、こちらを御覧ください。

本審議会のほうでは、生起してしまったいじめの対応について報告がどうしても多くなってしまうが、このたびいじめの未然防止というところを目的としまして、来年度、児童生徒が自分たちの視点でいじめを理解して、解決方法を考える力を育み、動画制作を通じて学校全体でいじめ問題に対する意識を高めること等を目的として、いじめ防止動画制作プロジェクトというものを実施する予定です。

児童生徒が iPad 等、1人1台端末を活用して、いじめについて子どもたち同士や市民、保護者に訴える動画作品を作成して、市教委のほうに応募していただくという企画です。動画作成はあくまで手段であり、目的は児童生徒がいじめを主体的に考えてもらうことです。学校のほうには、これを機会にいじめの理解教育の推進に役立てていただければというふうに市教委としては考えております。

では、要項資料のほうを御覧ください。2番目の対象につきましては、参加単位を学校には問っておりませんので、クラス単位とかグループ単位、好きな友達同士とか、中学校ですとクラブなど様々な単位での参加が可能というふうにさせてもらっています。

参加を希望する学校は、学校の中で1本程度に絞って市教委のほうに提出をしていただくと思っています。

実施期間としましては、3番にありますとおり11月頃に提出していただくと思っています。9月がいじめ防止強化月間となっていますので、例えば中学生ですと、9月の後半から10月にかけて文化祭をする学校が多いです。例えば9月のいじめ未然防止月間に授業中に動画をみんなでつくっていただいて、文化祭等で市教委に提出していただく1本を選出してもらうというような取組が考えられるかと思います。また、いじめの理解については、各学校のほうで4月の学級開きの段階からしっかりやってくれている学校も多いかなと思っていますので、例えば1学期に継続的にいじめ理解を進めて、夏休みの宿題として子どもたちに動画を制作してもらう、そして9月のいじめ未然防止月間に1本を学校として絞ってもらうというような取組も考えられます。ここは学校のほうで独自に取り組んでいただくというふうに思っています。

そのほか、9番の審査基準についてですが、ここに書かれている4つの観点での審査はを考えていますが、審査員の方の審査以外にも、各校から提出された動画、全ての学校が応募してくれたら60本を超えてしまいますが、これを児童生徒課のほうで数本選出して、ユーチューブに掲出することによってそこで「いいね」をつけてもらって、その数と審査員の点数によって審査を行うというようなことも考えております。審査の後には、市のウェブサイトですとか、市の公共機関に置かれているデジタルサイネージのほうに掲出したいというふうに考えております。

全ての学校に絶対出なさいと強制するものではありませんが、学校がいじめ対応の取組として計画していただけるようにと考え、今年度のうちから校長会のほうには紹介させていただいて、次年度への取組の準備をしていただいているということになります。

説明は以上になります。

(植田会長) ありがとうございます。

何か御質問等ございますでしょうか。

対象のところで市内の小学校、中学校ということなんですけど、別に私立、公立を問わないということですよ。

(事務局) まずは公立かなとは思っています。

(植田会長) なるほど。そしたら、もうちょっと絞ってあれですね。

(事務局) そうですね、「市立」のほうがいいかもしれないですね。

(植田会長) 分かりました。学校をまたいで友達とかは認めないということですよ。学校単位ということですかね。

(事務局) そうですね。学校のほうで1本選出していただこうと思っていますので、基本は学校単位と考えています。

(植田会長) 分かりました。

(田近委員) 審査員はどなたがやるんですか。

(事務局) これから考えていこうかと思っているんですけど、皆さんもよければ。

(水流添委員) 採点基準みたいなのがあったほうが、選ばれなかった人も納得できるかなと。

(事務局) 今考えているのは、審査基準というところで、例えばテーマ性というところに何点とか、創造性何点の合計何点という点数化というところと、ユーチューブの「いいね」の数かなというふうに思っています。

(水流添委員) 児童生徒課さんでは絞るわけですよ。

(事務局) そうですね、六十何本全部見ていただくというのはなかなか審査も大変かなと思いますので、まずは我々のほうで4つの観点で絞らせていただきたいなというふうに思っています。

(植田会長) デジタルネイティブの子たちがどんな動画をつくってくれるのか楽しみです
ね。今みんな簡単に動画編集とかしちゃいますもんね、アプリとかでも

(事務局) 既にユーチューブに投稿している子供もいるという話も聞きますので、そ
ういうスキルをいじめ防止のほうにも役立ててもらったらなと思っています。

(植田会長) そうですね。顔が出ないとか、そういう条件はつけとかなないとだめです
よね。

(事務局) そうですね、ユーチューブへの掲載を考えていますので、保護者の方からの
同意というところは必ずとってくださいというふうに伝えようと思っています。ただ、5
番の動画制作の方法というところにも書いているんですけども、動画の形式は自由とい
うことで、例えば自分たちが映る実写、インタビュー形式なんかでもいいんですけども、
アニメーションとかCGとか、今なら動画の生成AIにつくってもらうなんかもできるかな
と思いますので、そういうふうにつくってもらってもいいかなというふうには思ってい
ます。

(植田会長) リスクとして、他者の著作権を侵害していないとか、このあたりですね。
結構チェックが大変だなと思うんですけども。

(事務局) 音楽とかを載せるときにはそういうところが心配になってくるかなと思うん
ですけども、教育委員会としては簡単なガイドラインをつくらせてもらって、ここで
著作権の学習にも通じるかなと思っていまして、先ほどもお伝えさせてもらったと
おり、もう既にユーチューブに投稿している子供たちもいるという中で、そこは
著作権も意識せずに行っている子どももいるかなと思うんですけども、これを
機会にここで学習していただけたらなというのにも裏の狙いとして持っている
ところです。

(植田会長) なるほど、分かりました。学校が絡む、事前に指導されるので、適切
に指導さえされれば、このあたりはクリアできるかなとは思っておりますけど。
分かりました。

ほかの委員の先生方よろしいですかね。ありがとうございました。

まだ7時まであと10分あるので、もう少し進めたいと思います。続いて、次
第4の審議案件ですね、令和6年度第5回審議会会議録について、事務局から
説明をお願いいたします。

(事務局) 令和6年12月4日に開催いたしました令和6年度第5回審議会の
会議録について、事務局より御説明させていただきます。

資料5の会議録案を御覧ください。審議会の会議録案につきましては事前に御確認いただいておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

なお、会議録案について御承認いただきましたら、後日、枚方市のホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(植田会長) ありがとうございました。

今事務局から説明いただきました会議録案について、御質問等、意見ございませんでしょうか。修正箇所等よろしいですかね。

そうしましたら、これで会議録については御承認されたものというふうに扱いたいと思います。

【非公開】

※ 枚方市情報公開条例第5条第1号該当部分を含むため

(植田会長) ということで、残り議題としましては、特によろしいですか。

そのほか何か、先生方でよろしいでしょうか。

事務局サイドからもよろしいですかね。

(事務局) はい、大丈夫です。

(植田会長) ありがとうございます。

そうしましたら、次回が3月4日と言いましたかね。

(事務局) はい。4日の火曜日、6時から。

(植田会長) そうしましたら、これで令和6年度第6回枚方市学校いじめ対策審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。